

# 三重縣公報

第三千八百六十二號

昭和十五年九月二十八日

土曜 日

## 縣令

●三重縣令第六十九號  
畜犬取締規則左ノ通改正ス

昭和十五年九月二十八日 三重縣知事 中野與吉郎

### 畜犬取締規則

- 第一條 本則ニ於テ畜犬ト稱スルハ飼養者アル犬ヲ謂フ
- 第二條 犬ヲ飼養シタルトキハ十日以内ニ左記事項ヲ飼養地市町村長ニ届出デ畜犬鑑札ヲ受クベシ從來ヨリ犬ヲ飼養セル者飼養地市町村ヲ變更セル場合亦同シ但シ生後三ヶ月未滿ノ仔犬ハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 飼養者ノ住所、職業、氏名
  - 二、種類、性、毛色、生年月日、特徴、用途
  - 三 譲受先(飼養地變更ノ場合ハ前飼養地)
- 第三條 畜犬鑑札ハ別記様式ニ依ルベシ
- 第四條 畜犬ニハ飼養者ノ住所、氏名ヲ記シタル頸環ヲ附シ之ニ畜犬鑑札ヲ装着スベシ
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ畜犬ノ飼養者ハ其ノ旨十日以内ニ飼養地市町村長ニ届出ツベシ

一 畜犬ノ飼養ヲ廢止シタルトキ  
 二 畜犬斃死シタルトキ  
 三 他ノ市町村ニ飼養地ヲ變更シタルトキ  
 四 畜犬所在不明トナリ又ハ之ヲ發見シタルトキ  
 五 飼養者ノ住所氏名ヲ變更シタルトキ(他ノ市町村ニ飼養地ヲ變更シタル場合ヲ除ク)  
 前項第一號、第二號及第三號ノ場合ニハ畜犬鑑札ヲ返納シ第五號ノ場合ニハ頸環ノ記載事項ヲ訂正スベシ  
 第六條 畜犬鑑札ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ速ニ再交附ヲ受クベシ  
 第七條 畜犬鑑札ノ装着ナキ犬ハ畜犬ニ非ザルモノト看做シ警察署長ニ於テ之ヲ處分スルコトアルベシ  
 第八條 警察官吏、當該技術員ハ人畜ヲ咬傷スル虞アル犬ノ飼養者ニ對シ緊留又ハ必要ナル處置ヲ命ズルコトヲ得  
 第九條 警察署長必要アリト認ムルトキハ畜犬ノ檢診、檢案ヲ行ヒ又ハ飼養者ニ對シ飼養ヲ廢止セントスル犬若ハ屍體ノ處分ニ付必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得  
 第十條 醫師、獸醫師ハ犬ニ咬傷セラレタル人畜ヲ診斷シ又ハ檢案シタルトキハ速ニ最寄警察署長ニ届出ツベシ  
 第十一條 狂犬病ニ罹リタル犬又ハ其ノ疑アル犬ニ咬傷セラレタルトキハ速ニ最寄警察署長ニ届出ツベシ  
 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス  
 一 第二條、第三條、第四條、第五條ノ規定ニ違反シタル者  
 二 第七條、第八條ノ規定ニ基ク命ニ從ハザル者若ハ第八條ノ檢診、檢案ヲ拒ミタル者  
 附 則  
 第十三條 本則ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 第十四條 本則施行ノ際犬ヲ飼養スル者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條ノ例ニ依リ届出デ畜犬鑑札ノ交付ヲ受ケ從前ノ鑑札ハ之ヲ返納スベシ

別記

鑑札様式

縦二横五耗

畜 犬	三 市	重 町	縣 村	鑑 札
	愛 第	六 横	名 號	
		青 色		

縦二横五耗

畜 犬	三 市	重 町	縣 村	鑑 札
	勞 第	六 横	名 號	
		橫 六 鑑 札 ハ 金 屬 製 ト ス		

告 示

●三重縣告示第千二百二十號  
 昭和十四年勅令第七百三號價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ打込物ノ最高販賣價格ヲ左記ノ通指定ス







和歌山縣	瀨藤 秀子	鳥取縣	上本 芳子
愛知縣	森山 かい	香川縣	岡崎 千代子
同	近藤 はな子	同	坂井 ヨシノ
靜岡縣	清水 利枝	京都府	澤崎 シズ
山梨縣	藤原 寛子	和歌山縣	畑 梅子
滋賀縣	馬場 キヨ	滋賀縣	濱田 きみ
三重縣	坂口 のぶ子	同	濱村 ます
同	國分 つね	愛知縣	杉浦 フミ子

●三重縣告示第千二百二十四號  
 昭和十五年九月本縣ニ於テ施行セル按摩術、マツサージ術、鍼術、灸術試驗ニ合格シタル者左ノ通

昭和十五年九月二十八日

三重縣知事 中野 與吉郎

按摩 甲種	福井縣	山口 由太郎	鍼術	靜岡縣	大澤 きみゑ
同 乙種	愛知縣	河生 兼吉	灸術	三重縣	宮間 勇次郎
同	同	山田 榮一	同	三重縣	小林 藤次郎
同	三重縣	近藤 健一	同	同	宮間 勇次郎
マツサージ術	同	同	同	同	三神 利市郎

訓令

●三重縣訓令甲第四十九號

畜犬取締規則取扱手續左ノ通改正ス

昭和十五年九月二十八日

三重縣知事

警察署 中野 與吉郎  
 市役所  
 町村役場

畜犬取締規則取扱手續

第一條 市町村長畜犬取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケタルトキハ畜犬鑑札ヲ交付スベシ

第二條 市町村長ハ別記第一號様式ニ依ル畜犬臺帳ヲ備ヘ畜犬鑑札下附ノ都度之ニ登載シ異動アル毎ニ整理スベシ

第三條 警察署長畜犬ニ非ザル犬ヲ捕殺ノ目的ヲ以テ捕獲人ヲ選定シタルトキハ別記第二號様式ニ依ル證票ヲ交付スベシ

前項取締ノ成績ハ別記第三號様式ニヨリ速ニ警察部長ニ報告スベシ

第四條 市町村長ハ毎年十二月末ニ於ケル畜犬ノ現在頭數ヲ別記第四號様式ニ依リ翌年一月二十日迄ニ所轄警察署長ニ通報シ警察署長ハ一月末日迄ニ之ヲ警察部長ニ報告スベシ

附則

第五條 本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號樣式

昭和 年 月 日	返納 年 月 日	畜犬 鑑札	昭和 年 月 日	第 號	畜犬鑑札番號及 交付年月日	種類	性	毛色	生年月日	特徵	用途	飼養者住所職業氏名	備考

注意 鑑札ヲ再交付シタルトキハ其ノ番號及年月日ヲ備考欄ニ記入スルコト

第二號樣式

縦一〇糎

第 號	野犬捕獲人ノ證 野犬捕獲人ノ證 野犬捕獲人ノ證	横裏 六 糎 面	捕獲 期間 昭和 年 自 月 日 至 月 日
面 表	穴...〇 住 氏 所 生 年 月 日 名	〇 警 察 署 烙 印	期間後ハ速ニ返納スベシ

證票ハ板製トス

第三號樣式

犬取締成績表 (取締月日至自 月 日)

市町村名	牝	牡	計	摘	警察署名	要

第四號樣式

畜犬頭數調查 (昭和 年十二月末日現在)

市町村名	牝	牡	計	摘	市町村名	警察署名	要

### 廳中事項

● 鈇任辭令

昭和十五年六月三十日

員辨郡阿下喜町立青年學校指導員

(各通)

笹田 貞一  
安達 實

年手當金四拾圓給與

昭和十五年八月二十日

四日市市立海藏青年學校指導員

中山 秀三

年手當金六拾圓給與

昭和十五年八月三十一日

志摩郡志島村立青年學校指導員

岡山 甚七

年手當金五拾圓給與

昭和十五年九月三十日

員辨郡三里尋常高等小學校代用教員

水谷 一男

自今月俸參圓給與

### 通牒照會

● 社教第一、一七七號

昭和十五年九月二十八日

各公私立青年學校長殿

學 務 部 長

(例規) 青年學校教練科歩合等算出方法ニ關スル件

京都師團青年學校ニ關スル規程附表第八ノ青年學校教練科狀況調書ニ記載スベキ生徒在學數、出席率等ノ比率算定方法左記ノ通定メラレ候條此段及通知候也

追而右調書ハ青年學校教練科ノ査閱ニ際シ査閱官ニ提出スベキモノニ付申添候  
記

青年學校教練科歩合等算出方法

第一、入學歩合算出方法

一、毎年九月一日現在ノ入學資格該當者數ヲ以テ九月一日現在ニ於テ在學スル生徒數ヲ除シテ得タル數ヲ百倍シ小數第三位ヲ四捨五入シテ得タル「パーセント」ヲ以テ九月一日現在入學歩合トシテ表示スルコト但シ現ニ青年學校ニ在學シ出席ノ督勵ヲ受ケタルニモ拘ラズ六ヶ月以上皆缺席ヲナシ且將來出席ノ見込ナキモノト認ムル事情アルモノハ之ヲ削除計算スルモノトス

二、入學資格該當者數トハ青年學校令第十一條及第十二條ニ示ス者ヲ謂ヒ第十二條第二項以下各號及第十四條該當者ヲ除キタルモノトス各學年別算定方法ハ青年學校令施行規則第十八條ニ據リ算定シ研究科ハ前諸項ニ準ズ

第二、出席歩合算出方法

當該學校ニテ一ヶ月内ニ實施シタル教練ノ總時數ニ在籍生徒數ヲ乘ジタル時數ヲ以テ各人ノ出席シタル總時數ノ累計ヲ除シテ得タル數ヲ百倍シ小數第三位ヲ四捨五入シテ得タル「パーセント」トヲ以テ各月別ニ算出ス

前項ノ算出方法ニ準ジ九月一日ニ於テ其年四月一日ヨリ八月三十一日迄ノ期間中ノ總出席歩合ヲ算出スルモノトシ之ヲ平素出席率ト見做ス

第三、前年度ニ於ケル算出法

前項第一、第二算出要領ニ準ジ四月一日ヨリ翌年度三月三十一日迄ノ一ケ年間ノ總比率ヲ前年度成績トナス

第四 其ノ他

一、中途退學者數及率ハ在學生徒總員ニ對スル比ヲ謂ヒ卒業者數及率ハ入學資格該當者ニ對スル比トシ、證明書交付數及率ハ當該年度卒業該當人員ニ對スル比率トス

前項期間ハ左ノ如クスルモノトス

前 年 度

中途退學者數及率 四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ間

本 年 度

四月一日ヨリ八月三十一日迄ノ間

卒業者數及率

當該年度入學資格該當者總員ニ對スル數及比

共ニ九月一日現在ノ豫定人員

證明書交付數及率

卒業該當總員ニ對スル數及比

ヲ算定記載スルモノトス

●社兵第三、六八二號

昭和十五年九月二十八日

學 務 部 長

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

東京陸軍航空學校生徒志願者募集ノ件

航空擴充ニ伴ヒ東京陸軍航空學校生徒ノ素質向上ノ爲志願者數ヲ増加セシメ度趣ヲ以テ其ノ筋ヨリ多數志願者募集方依頼有之候ニ付貴部内關係方面ト御協力ノ上募集ニ御盡力相煩度尙宣傳用パンフレット別送及送付候條適宜御利用相成度此段及依頼候也

追テ志願心得及志願票ハ津聯隊區司令部へ御照會相成度申添候

●商第五、一四七號

昭和十五年九月二十八日

經濟部 長

支廳 長 殿

各市町村長 殿

輸出品用釘、針金、鐵線ノ配給統制ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十四年十月五日附商第四六六〇號(公報登載)ヲ以テ及通牒置候處今般之ガ配給方法ヲ變更シ左記「輸出品用釘、針金、鐵線配給統制要綱」ニ依リ實施スルコトト相成候旨商工省ヨリ通牒ノ次第モ有之候條右御了知ノ上貴部内關係業者ニ周知方可然御配意相成度此段及通牒候也

記

輸出品用釘、針金、鐵線配給統制要綱

- 一、輸出品包装用及輸出品製造用ノ釘、針金、鐵線ハ本要綱ニ依リ輸出品用原材料配給會社(以下單ニ會社ト稱ス)ガ當該地區ノ線材製品配給所(以下單ニ配給所ト稱ス)ヨリ一括之ヲ購入ノ上需要者ニ販賣スルモノトス
- 二、會社ハ釘、針金、鐵線ノ所要量ヲ四半期毎ニ月別及道府縣別ニ調査シ購入希望時期ヲ記載シ前々月中ニ貿易局ニ提出スルモノトス
- 三、商工省ニ於テ會社ニ對スル割當數量ノ決定アリタルトキハ其ノ數量及會社ニ對スル販賣時期ヲ會社及中央釘針金鐵線配給統制協議會(以下單ニ中央協議會ト稱ス)ニ通知スルモノトス
- 四、會社ハ前項ノ割當數量ノ通知ヲ受ケタルトキハ釘、針金、鐵線ノ規格別數量ヲ定メ日線工聯及關係配給所ニ通知スルモノトス

ニ通知スルモノトス

- 五、會社ハ前項ニ基キ配給所ヨリ釘、針金、鐵線ヲ購入スルモノトス
- 六、配給所ノ會社ニ對スル釘、針金、鐵線ノ販賣價格ハ配給所所在地府縣ニ於ケル公定價格ニ依ル地方問屋ノ小賣業者尙販賣價格トス
- 七、配給所ハ差當リ別紙ノ通トス
- 八、會社ノ購入シタル釘、針金、鐵綿ノ現物ノ保管及需要者ニ對スル引渡ハ配給所ヲシテ之ニ當ラシムルモノトス但シ會社ハ必要ニ應ジ自ラ現物ノ保管引渡ニ當ルコトヲ得ルモノトス
- 九、會社ハ配給所ヲシテ釘、針金、鐵線ノ需要者ニ對シ引渡ヲナサシムル場合ハ需要者ニ釘、針金、鐵線ノ配給票ヲ交付シ且配給所ニ對シ荷渡ノ指圖ヲナスモノトシ需要者ハ配給所ヨリ右配給票ト引換ヘニ現物ノ引渡ヲ受クルモノトス
- 右ノ場合ニ於テハ需要者ハ會社ニ對シテ直接其ノ代金ノ支拂ヲ爲スモノトス
- 一〇、會社ハ釘ノ樽賣、針金、鐵線ノ丸賣ノ場合ニ於テハ配給所ニ對シ現物ノ保管引渡等ニ付特ニ手数料ヲ支拂ハザルモノトシ、分チ賣(貫目賣)ノ場合ニ限リ(イ)ノ販賣價格ノ一〇%ヲ手数料トシテ支拂フモノトシ分チ賣ノ爲生ジタル減量等ハ配給所ノ負擔トス但シ保管中ニ生ジタル損害ニ關スル負擔ニ付テハ配給所ト會社ノ協定ニ依ルモノトス
- 一一、會社ハ地方釘、針金、鐵線配給統制協議會ト必要ナル連絡ヲ執ルモノトス
- 一二、本要綱ニ違背シタル者アルトキハ相當ノ處置ヲナスモノトス

線材製品配給所

名 稱	所 在 地	代 表 者
東京線材製品配給所	東京市日本橋區本町三丁目六番地	(地方問屋) 小 針 金三郎

橫濱同	橫濱市萬代町二丁目三十二番地	( 同 ) 柳 下 達 三
靜岡同	靜岡市研屋町一六番地	( 同 ) 小 池 彌 太郎
中部同	名古屋市中區彌宜町一丁目七番地	( 同 ) 山 本 芳 太郎
大阪同	大阪市西區立賣堀南通六丁目五番地	( 同 ) 津 熊 宮 藏
神戸同	神戸市葺合區北本町三丁目二十一番地	( 同 ) 下 里 復 二
中國同	廣島市西九軒町七八番地	( 同 ) 佐 伯 初 太郎
西部同	福岡市筥尾町三〇番地	( 同 ) 吉 田 善 平

●商第五、三三二二號

昭和十五年九月二十八日

經 濟 部 長

支 廳 長 殿  
各 市 町 村 長 殿

東京反毛工業組合定款變更ニ關シ資格者調査ノ件

地區ヲ東京府及埼玉縣トスル標記工業組合ニ於テハ其ノ地區ヲ擴張シ本縣ヲモ包含スベク打合有之候ニ付事務上必要有之候條貴部内ニ於テ左記該當業者有之候ハバ住所、氏名來ル十月十日迄ニ回報相成度此段及照會候也

記

追而右期日迄ニ回報無之向ハ該當者無キモノトシテ處理可致爲念申添候

- 一、ガーネットマシン又ハ反毛カードマシンヲ使用シ反毛ノ製造ヲ業トスル者
- (參老) 反毛トハ右ノ設備ニ依リ襪襦又ハ屑ヲ其纖維狀態ニ復サシムルモノヲ云フ

●副第四八一號

昭和十五年九月二十八日

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

經 濟 部 長

漬物用米糠配給統制ニ關スル件

漬物用米糠配給ノ圓滑ヲ期スル爲今般左記要綱ニ基キ實施スルコトト相成候條關係方面ニ周知相成ルト共ニ之ガ目的達成ニ遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

漬物用米糠配給統制要綱

一、漬物用米糠(澤庵並緋の菜漬)ノ配給ヲ圓滑ナラシムル爲メ本要綱ニ依リ之レガ統制ヲ行フ但シ一般家庭漬物用ノ米糠ハ之ヲ除外ス

二、本要綱ニ於テ配給統制ヲ行フ漬物用米糠ハ縣ヨリ一元集荷米トシテ割當ヲ受ケ左ノ團體ニ於テ精搗ヨリ生産セラレタル米糠ニ限リ之ヲ行フ

三重縣米穀商業組合聯合會

三重縣信用購買販賣組合聯合會

三重縣漁業組合聯合會

三、前項ノ配給統制ヲ行フタメ左ノ通集荷並配給ヲ行フ

(一) 集 荷 方 法

イ、右ノ三團體ハ玄米一俵ニ付米糠四百匁ノ割合ヲ以テ各生産地別ニ集荷スルコト但シ米糠配給統制規則ニ依ル指定地區ニ於テハ玄米一俵ニ付百匁ノ割合トス

ロ、右三團體ハ毎月一日、十日、二十日現在ニ於ケル集荷地別數量ヲ取纏メ各五日以内ニ縣(副業指導所)

ニ報告スルコト

ハ、米糠ノ包装ハ俵又ハ叭入りトシ正味八貫トス

(二) 配 給 方 法

イ、集荷サレタル米糠ノ配給ニ付テハ縣ハ三重縣農會ヲシテ其ノ都度郡市別配給計畫書ヲ提出セシメ配給割當證明書ヲ郡市農會別ニ發行シ之レガ配給ヲナスコト

ロ、前項ノ郡市別配給計畫樹立ニ付テハ之レガ公正ヲ期スル爲メ縣ハ三重縣農會ヲシテ配給協議會ヲ設置セシム但シ配給協議會ノ設置ニ付テハ縣ノ承認ヲ得ルコト

ハ、右三團體及ビ系統團體ハ割當證明書ト引換フルニ非ラザレバ之ヲ配給スルコトヲ得ザルコト

ニ、右三團體及其ノ系統團體ハ現品ヲ引渡シタル時ハ割當證明書ニ引渡年月日ヲ裏書シ消印ノ上其都度縣(副業指導所)ニ送付スルコト

ホ、三重縣農會ハ郡市農會ヨリ配給先別(郡ハ町村別、市ハ團體別)成績ヲ毎月末取纏メ翌月五日迄ニ縣ニ報告スルコト

四、其 他

イ、縣ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ本要綱ノ外適當ナル指示又ハ措置ヲナスコト

ロ、本要綱並縣ノ指示ニ違背シ又ハ統制ヲ紊シ若クハ紊ル虞アル者ニ對シテハ米穀配給並ニ米糠配給ヲ停止スルコトアルベシ

ハ、本要綱ニ依ル配給ノ實施期間ハ昭和十五年十月一日ヨリ同年十二月二十日迄トス

漬物用米糠割當證明書様式

第 一 號 漬物用米糠割當證明書

数量	俵	昭和	年	月	日	發行
荷	受	者				
有	效	期	限	昭	和	年
荷	渡	場	所			
						日迄

川 東 縣 回

●林第一、七九四號

昭和十五年九月二十八日

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

經 濟 部 長

杉種子配布ニ關スル件

本日縣告示第千百二十一號ヲ以テ昭和十五年度縣採取杉種子配布價格公布相成候處右ハ曩ニ指定シタル杉母樹ヨリ採取スベキ優良種子ヲ安價ニ廣ク民間ニ供給シ縣下民有林杉造林ノ成績向上ニ資セントスルモノニ有之候條希望者ハ杉種子配布規程ニヨリ申請致様一般ニ周知方御取計相成度此段及通牒候也